

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 3 2 番 おぐら 修 平 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第 5 9 条第 2 項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 一般行政	1、区長の政治姿勢について (1) 令和7年度の予算編成のあらましのタイトルを「選ばれるには“ワケ”がある。～新・足立区基本計画スタート～」と名付け、「住んでみたい」「訪れてみたい」まちとして選ばれるよう、区の活力や良い面を伸ばす取り組みにも力を入れてほしいと基本計画審議会での意見も反映させた形で、前向きなメッセージを発信した。この趣旨には賛同する一方で、区政に立ち はだかる喫緊の課題に正面から向き合いつつという方向性が示された通り、物価高騰や貧困の連鎖をはじめとしたボトルネック的課題への取り組みなど、区民生活を守る、支える施策も引き続き強化されたいが区長の決意を伺う。 (2) 様々な区の計画の中でも最上位計画である基本計画が令和7年度から新たにスタートするが、個人、地域、企業団体、多様な主体と協力して共に創り上げる「協創」をより一層推進することや、17 のゴール、169 のターゲットから構成され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げている SDGs の理念に基づいた施策を着実に実行、推進されたいが、区長の決意を伺う。 (3) 本定例会に、区から足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例案が提出された。令和 7 年 3 月 20 日で、オウム真理教による地下鉄サリン事件から 30 年となるが、後継団体であるアレフが足立区に拠点を構え、若い世代を対象とする勧誘活動を行っており、事件の風化に強い危機感を抱いている。事件の風化を防止するため、特に地下鉄サリン事件を知らない若者世代に向けた SNS 発信等の更なる強化や、区内大学等との連携強化など、より一層の啓発に努められたいが区長の決意を伺う。
	2 月 1 4 日 午前・午後 1 1 時 3 0 分受付 質問時間 2 0 分

行政区分	質問の要旨
2 衛生行政	2、東京女子医科大学元理事長の再逮捕について 東京女子医科大学元理事長が、建築士に不正な報酬の支払いによる逮捕報道に続いて、2月3日に「足立医療センター」でも、業務実態のない「建築アドバイザー報酬」名目で計16回、同大から現金を支払わせるなどして、計約1億7,000万円の損害を与えた疑いで再逮捕された。区長コメントでも示された通り、東京女子医科大学の法人本部に経過説明を求めると共に、捜査機関から依頼があれば全面的に協力することや、区からも本件についての情報発信や調査が必要不可欠である。そこで、以下質問する。 (1) 足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例の施行規則、第16条に、「審査会の会議は非公開とする。ただし、調査又は審議に支障があると会長が認めるときは、公開することができる。」と定めており、病院建設費に80億円、先進高額医療機器に5億円など莫大な補助金を区から支出していることから、令和3年の予算特別委員会で我が会派の委員の質問に対して、審査会の議事録を公開する。と区は答弁したが、議事録は未だに公開されていない。このような事件が報道されている中で、議事録を速やかに公開して、補助金の支出について再度検証すべきと思うがどうか。 (2) 東京女子医大側から区幹部職員、区職員への接待や会食、金品授受などはないか調査も必要だと思うがどうか。
3 福祉行政	3、物価高騰対策をはじめ、今後の臨時給付金のあり方について これまで国が実施してきた物価高騰対策などに関する臨時給付金は非課税世帯等を対象としており、足立区においては約10万4千世帯が対象だったが、単純に所得だけで線引き、比較できない実生活を考慮すべきと思う。今後の臨時給付金などの施策については、課税世帯も対象にした臨時給付金等について、単純に所得だけで判断が難しい実態生活を考慮した仕組みを検討されたいが区の見解を伺う。
4 総務行政	4、助成金・補助金、工事請負契約、物品購入と業務委託の更なる工夫改善について 令和5年度に実施された個人や企業団体等への助成金・補助金は312件。その他に一部例外はあるが、各部署の権限で発注できる130万円未満のものは除いた工事契約は353件。物品購入と業務委託は1,631件。 これらの助成金や契約等については、監査委員によるチェックや、財政

行政区分	質問の要旨
	課では3年に1度、助成金・補助金の見直しや、一部事務事業においては区民評価委員によるチェックなど、様々な角度から検証チェックされているが、例えば、地域経済活性化や区民生活の課題改善や生活向上に資する助成金や補助金があれども、要件がネックとなっていたり、周知不足で十分に活用されなかったり、時代の変化などに伴い、助成金・補助金の必要性の有無など、その内容と実態を全て把握して、より一層の工夫、改善策が必要であると考え。そこで以下質問する。 (1)助成金・補助金については、効果と中身について検証し、より一層効果的に改善する観点から、第三者の専門家によるチェックや、改善提言を行う機関を新たに設置して、その内容を公開してはどうか。 (2)工事請負契約や物品発注についても、第三者の専門家によるチェックをより充実させることや、区内事業者育成や受注機会の更なる拡充を求めるがどうか。 (3)これまで議会でも指摘されてきた、1件の工事契約予定金額が130万円未満の「小規模工事契約希望者登録制度」について、区内事業者の更なる登録事業者の拡充と、受注事業者の偏在を改善し受注機会の拡充を図るよう求めるがどうか。 5、内部統制について 令和3年4月に「足立区における内部統制基本方針」が策定され、区民からより信頼される区政を実現するため、新たな指針が示されたものの、個人情報流出、誤発送など事務処理上の事故・ミスが依然として発生していることや、生活保護行政においてはいわゆる水際作戦など不適切な対応の防止、検証に向けて録音可視化を強く求めてきた。そこで以下質問する。 (1)令和5年度の事務処理上の事故・ミスの発生件数と内訳はどうか。 (2)同基本方針が策定されてからの効果と今後の改善策はどうか。 (3)内部統制の透明性の確保について、自ら内部統制の整備・運用状況进行评估だけでなく、監査委員の審査や区議会への報告、区民への公表を行うことで、透明性の高い運用を行うと基本方針に示されているが、特に福祉事務所をはじめ区民相談に対応する部署においては、録音可視化が言った言わないといった水掛け論を未然に防ぎ、透明性を担保できる有効な手法だと思いがどうか。

行政区分	質問の要旨
5 福祉行政	6、障がい者の相談体制について (1)現在、区内の障がい者相談支援事業所は34か所で、令和6年3月に策定された「第7期障がい福祉計画」には、令和8年度に相談支援事業所50か所を目指すとされているが、7年前の「第5期計画」、次の「第6期計画」も区内50か所を目標としていた。両計画での未達の原因を問うとともに、2年後の達成見込み、区の決意を伺う。 (2)この10年で区内の精神障がい者は約1.7倍。知的障がい者は1.2倍に増える一方、相談支援事業所は30前後のままであり、足立区の「セルフ率」、すなわち相談支援専門員が関わらずに福祉サービスを利用する障がい者の割合は、『東京都における令和2年3月までの計画相談実績』によると都平均の25.1%を大きく上回り、23区ワーストの40.8%。実数に換算すると2,969名がセルフプランである。現在のセルフ率と区の状況認識を伺う。 (3)セルフ率がほぼゼロの港区、品川区、杉並区を含めた19区は基幹相談支援センターとは別に、委託事業として区内に数か所の相談支援事業所を設置している。来年度より荒川区では事業所新設への補助や、港区では人件費補助等、何らかの区独自の支援策を開始する。相談支援の報酬単価は、ひとりの障がい者と関わって年間の合計4万円くらいと低いいため、足立区においても何らかの公的な支出をもって相談支援事業所の増設を図るべきと考えるが区の見解を伺う。 7、生活保護の収入申告漏れ対策について 足立福祉事務所 第二次滞納対策アクションプランで様々な対策が示されているが、その多くの原因は就労などによる収入申告漏れで、これを未然に防ぐ仕組みが構築出来れば、滞納は大幅に改善できるものと確信している。そこで以下質問する。 (1)本人の同意を得て、収入を福祉事務所が自動的に把握し、支出がないと自動的に福祉事務所に通知される見守り機能も兼ねた新たなシステムの導入に向けて検討している自治体が複数あると聞かすが、当区においても同様のシステムをモデル実施してはどうか。 (2)生活保護受給者もケースワーカーも収入申告の事務負担が減り、双方にとってより良いシステムだと思うが区の見解はどうか。

	32番 おぐら 修 平
行政区分	質 問 の 要 旨
	8、(仮称)誰でもシェルターの設置について 居所のない状態の人が一時的に避難生活する場所として、特別区人事・厚生事務組合が運営する各施設や、DV の場合はシェルター、单身男性は無料低額宿泊所など様々あるが、無料低額宿泊所の多くが劣悪な環境や居宅保護の原則が徹底されていない問題など長年議会で指摘し続けてきた。また、これらの施設の入所要件や、一部施設では集団部屋がネックになっている。そこで以下質問する。 (1) 令和6年度の居所のない人の生活保護申請は何件で、その後、無料低額宿泊所など施設別の人数、内訳はどうか。 (2) 無料低額宿泊所について、区外の施設も含めた実態調査や、保護費搾取などの問題を早急に改善するよう強く求めるがどうか。 (3) 例えば、アパート数部屋程度を借り上げて家具什器を整備し、要件なく即日入居できる(仮称)誰でもシェルターを設置すれば、施設の要件の問題の改善、生活保護法に定める「居宅保護の原則」の徹底に繋がると思うがどうか。 9、高齢者の住まいの確保について 令和6年1月1日現在の足立区の人口は69万3,223人、37万1,942世帯で、その内、65歳以上の単身高齢世帯は6万2,676人で、毎年約2,000人ずつ増加していることを予算・決算特別委員会等で問題提起してきた。 東京都の居住支援法人に指定されているR65不動産の調査によると、「65歳を超えて賃貸住宅のお部屋探し経験のある高齢者」は、3人に1人以上(35.7%)。最も多い住み替え理由は「家賃の低い物件に住み替えるため(36.6%)」。高齢者の4人に1人以上(26.8%)が、“年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否”を経験。そのうち、5回以上断られた経験がある人は11.9%で、収入による差はなしという結果で、更なる対策が求められる。そこで以下質問する。 (1) 社会福祉協議会では、電話による状況確認や、亡くなられた後の残置物や財産の処分など行う(仮称)死後事務支援事業を開始するが、月額3,000円～7,500円の利用料の支払いが厳しい低所得者や生活保護受給者等に対する補助など検討してはどうか。 (2) 高齢者の入居拒否の理由として、孤独死による事故物件化や、死後

行政区分	質 問 の 要 旨
6 教育指導行政	の残置物の処理が挙げられているが、国土交通省で示している「残置物処理等に関するモデル契約条項」の過去3年間の実績は何件か。今後の対策について伺う。 (3) セーフティネット住宅情報システムで物件の空き状況を検索したところ、2月14日現在で入居可能な物件は9棟48戸だったが、セーフティネット住宅は区内に何棟、何部屋あるか。また、セーフティネット住宅の更なる拡充に早急に取り組むべきだと思うがどうか。 (4) 住宅の確保に特に配慮を要する人をサポートする「住宅確保要配慮者居住支援法人」の設立支援を、目標を立てて早急を実施すべきだと思うがどうか。 10、英語教育の更なる推進について 世帯年収と子どもの将来の英語力には相関関係があることが、様々な研究により学術的にも実証されており、子どもの英語力格差には将来の年収格差に直結していることが指摘されている。家庭の経済的な事情に関係なく等しく学ぶ機会と英語力格差の更なる改善に努められたい。 英語力向上については、マンツーマン授業が効果が高いと専門家が提言しており、生徒ひとり一人のタブレットを活用したマンツーマンのオンライン英会話については、都内私立中学 180 校のうち、60%以上の 113 校で導入済みである一方で、都内の 62 区市町村のうち、6 自治体のみにとどまっている。 当区では、区立中学の生徒を対象に英語マスター講座を実施しているが、定員は 120 人で、英語を学ぶことへの強い興味・関心と自らの英語力向上への高い意欲を有することを条件としている。一方で、英語が苦手な生徒も対象にした英語チャレンジ講座など様々な事業を実施しているが、更なる支援策の拡充を要望する。そこで以下質問する。 (1) オンライン英会話授業は、委託事業者によって授業の質が大きく異なると専門家が指摘しており、現在、実施している事業者による授業の質はどのように担保されているか。また、どのような選考基準によって決定したのか。 (2) 全ての区立中学で実施している英語チャレンジ講座は1年生を対象にしているが、中学2年、3年にも拡充してはどうか。 (3) 品川区、渋谷区、東大和市では中学 1 年～3 年の全生徒を対象にマンツーマンのオンライン英会話授業を実施しているが、まずは、モデル校

行政区分	質 問 の 要 旨
7 学校運営行政	を指定して指定校の全生徒を対象に実施してはどうか。 11、(仮称)早朝学童・早朝子ども教室、早朝に登校する児童の対応について 早朝に勤めに出る家庭は子どもと一緒に家を出るため、児童が校門の外で開門するのを待っていたり、校門の中には入ることが出来るが校舎内には入れないなど学校によって対応が様々で、複数のPTA関係者や保護者から、学校の中で過ごすことが出来るよう対応してほしいと要望が寄せられた。教職員に負担がかからない形で、例えば、多目的教室を早朝に登校した児童が利用できるよう支援員を配置するなど実施してはどうか。 12、中間、期末テストや土曜授業に学校給食を 中学の中間、期末テストの時には給食が出ないので給食を出してほしいと複数のPTA関係者や保護者から要望が寄せられた。学校給食の有無については、学校によって対応が異なっていたが、中学の中間、期末テストの時だけでなく、土曜授業なども給食提供できるよう学校現場への支援を要望するがどうか。
8 総務行政	13、選挙の投票率向上と主権者教育の更なる推進について 令和6年10月27日に執行された衆議院議員選挙で23区の投票率を比較すると、投票率が最も高かったのは、文京区の64.27%で、最も低かったのは、足立区の50.46%で、差は13.81ポイントあった。そこで以下質問する。 (1)23区で一番投票率が低かった原因と、今後の対策について区の決意を伺う。 (2)若者投票率の向上に向けて目標設定をして、年間活動計画の策定をすべきだと令和6年第1回定例会で提案したが、その後の検討状況はどうか。今後、どのような対策を検討しているか。ラップによる啓発動画が好評だったが、今後の更なるSNS活用についてはどうか。 (3)シアター1010の期日前投票所は1時間待ちという状況で、早急な混雑緩和対策を図るべきだと思うが、どのような対策を検討しているか問う。 (4)区内大学に期日前投票所の設置と、大学生の選挙意識の向上に効果があると思うがどうかと令和6年第1回定例会で提案したが、その後の検討状況はどうか。また、我が会派の委員からエリアデザイン調査特別委員

	32番 おぐら 修 平
行政区分	質問の要旨
	会でも要望したが、今年6月に開業する北綾瀬駅直結の商業施設「ららテラス北綾瀬」内に期日前投票所の設置を要望するがどうか。 (5)令和6年度に主権者教育を実施した、また、実施予定の小学校、中学校、区内都立高校の実績と令和7年度の主権者教育の実施計画を問うと共に、全区立中学、区内の全都立高校で着実に実施するよう区教育委員会や都教委、学校現場と連携しながら実施するよう求めるがどうか。